

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2021年6月25日公表)

産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2021年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

WTOの紛争解決手続(DS)は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DSによる勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は601件に上る(2021年6月25日現在)。

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、先進国と発展途上国の対立の先鋭化など通商をめぐる環境が劇的に変化し、マルチのルール構築がますます難しくなっている中で、一つの方策として、先例の蓄積によってルールを発展させることを目指し、我が国が当事国として協議を要請した28件含め、DSを積極的に活用してきた。我が国としては、個別案件については、引き続き二国間・多国間協議・DS等を活用しながら積極的に解決を図る方針である。

一方で、WTOの紛争解決制度に関しては、2019年12月以降、上級委員会が機能を停止している。我が国は、これまでも提案を出すなど、積極的に議論を行ってきたところであるが、上級委員会の機能の早期回復と、恒久的な紛争解決制度の改革に向けて、引き続き、加盟国間の議論を推進していく。

近年、一部の新興国による市場歪曲的な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤あるいは市場の機能が歪められかねないとの懸念が広がりつつある。また、昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、医療関連品の輸出規制など世界全体で「自国優先」「保護主義」的な貿易制限措置も講じられており、危機的状況を隠れ蓑にした過度な措置により、多角的自由貿易体制の基礎である競争基盤や市場機能が歪められないよう注意していかなければならない。

こうした動きに対しては、WTOや日米欧三極貿易大臣会合などを通じ、公平な競争条件(level playing field)確保に向けたルール形成等の取組を更に進めることで、「自由で、公平で、透明で、予見可能性のある安定的な貿易投資環境」を維持する。また、新型コロナウイルス感染症に対処するために各国が講じている貿易・投資に関する措置も含めて、WTOやG20による継続的な監視・フォローアップを行うとともに、WTO改革を通じたWTOの機能強化を図っていく。コロナ危機の中、社会のあらゆる領域で進むデジタル化に対応して、新たな国際ルール作りを進めるとともに、不当な越境データ移転規制に対処していく。さらに、一部の国による安全保障を理由とした措置についても、過度に広範なものとならないよう、注視・対処していく。

以上から、2021年版不公正貿易報告書で指摘された政策・措置を踏まえ、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

下記案件については、我が国がWTO紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めている。

- 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング（AD）措置【協議要請】
- 韓国：自国造船業に対する支援措置【協議】（国土交通省の取組）※
- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）【上級委】
- インド：ICT製品に対する関税措置【パネル】
- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置【上級委】

※ 本件は、国土交通省が取組を進めているものであり、経済産業省は、法的観点から助言を提供。

(2) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やWTO通常委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

- 中国：産業補助金
- 中国：サイバーセキュリティ法及び関連規則
- 中国：強制技術移転
- 中国：AD措置の不適切な運用
- ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案
- フィリピン：自動車に対するセーフガード措置
- 米国：1962年通商拡大法232条に基づく輸入制限措置
- 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めているもの

下記案件については、我が国等がWTO紛争解決手続に付託した結果、措置のWTO協定整合性の確保を求めるWTO勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行やWTO勧告の趣旨に則った適切な対応を求めている。

- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

下記案件については、未だ制度の詳細が明らかでなかったり、我が国による働きかけ等を通じて措置国において一定の対応がとられているものの、制度設計や当該対応の実施状

況如何によっては、貿易・投資に大きな影響が生じうることから、引き続きその運用について特に注視していく。

また、新型コロナウイルス感染症に関する数量制限や政府調達等の各国措置についても、WTO 協定と整合性のない措置が取られないことがないよう、また必要以上に措置が継続しないよう注視していく。

- 中国：外商投資法
- 中国：輸出管理法
- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案
- インド：貿易救済措置の不適切な運用

(参考1) 2021年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1) WTO 紛争解決手続を開始したもの

● 中国：ステンレス製品に対するアンチ・ダンピング (AD) 措置

中国は、2018年7月、日本、EU、インドネシア及び韓国からのステンレススラブ、ステンレス熱延鋼板(カットシート及び厚板)及びステンレス熱延コイルの輸入に対するAD調査を開始し、2019年7月、当該製品の輸入について、ダンピングの事実、国内産業の損害及びこれらの因果関係があるとして、AD税賦課の最終決定を行った。

調査対象のステンレス製品(スラブ、熱延鋼板(カットシート及び厚板)及び熱延コイル)は、それぞれ物理的性状、価格帯、販路、用途が大きく異なり、お互いに代替性を欠く多種多様な製品を包含する。しかしながら、中国政府は、価格効果の有無を判断するにあたり、これら多種多様な製品の平均価格の低下傾向を指摘するのみで、対象輸入品が国内価格に与える影響を実質的に分析しておらず、AD協定第3.2条に整合しない疑いがある。

また、調査対象国・地域(日本、EU、インドネシア及び韓国)からの輸入による効果を累積(一括)評価しているが、かかる累積評価は輸入/調査対象国間における競争状況からみて適切であることが求められるところ、価格帯も製品特性もまったく異なる4か国・地域の産品を合理的な理由なく累積評価した疑いがあり、AD協定第3.3条に整合しない可能性がある。

我が国は中国政府に対し、上記国際ルール上の問題点について、WTO・AD委員会や二国間で累次にわたり懸念を表明してきたが、問題の解決と措置の撤廃には至らなかった。これを受け、2021年6月に、WTO協定に基づく二国間協議を要請した。

我が国としては、引き続き、中国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：自国造船業に対する支援措置

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成として、(i)公的金融機関による国内造船所(大宇造船海洋)への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム(官民ファンド)等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助(新造船価の一部を補助)等の措置を講じている。これらの公的助成措置の結果、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落し、また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落しており、これらの措置は、WTO補助金協定第5条等に違反する可能性がある。これらの公的助成措置は、市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれもある。また、一部の措置は同協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定第3条等に違反する可能性がある。

我が国は、韓国に対して、OECD造船部会等の機会を通じて、累次にわたり問題を指摘し、また、2018年10月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、措置の早期撤廃を要求したが、撤廃に至っていない。これを受け2018年11月及び2020年

1月に二国間協議を要請し、協議を進めている。また、2020年11月及び2021年5月のOECD造船部会においても、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請している。

我が国としては、引き続き、韓国に対し、本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）

韓国政府は、2016年6月、日本製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセット・レビューを開始し、2017年6月、韓国政府は、3年間の課税延長を決定した。

AD協定第11.3条は、AD課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から5年以内に撤廃することを原則とし、例外的にAD措置の継続が許容されるためには、AD税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多い一方、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係にない上、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在している。日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反する。

我が国は、対話による解決を目指し、WTO・AD委員会において複数回にわたり国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明するとともに、2018年5月には、経済産業大臣から韓国産業通商資源部長官に対し課税の撤廃を要請した。しかし、韓国政府はその後も本件課税を撤廃せず、その後も改善が見られないことから、我が国は、2018年6月、WTO協定に基づく二国間協議を要請し、協議結果を踏まえ、同年9月にパネル設置を要請した（翌月パネル設置、2019年1月パネル構成）。以後、パネルにおいて審理が行われた。2020年11月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対するAD課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD協定第11.3条に違反すると判示した。2021年1月、韓国は、WTO上級委員会に上訴した。

我が国としては、本件がWTOのルールに従って適切に解決されるよう、引き続き必要な手続を進めるとともに、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めていく。

● インド：ICT製品に対する関税措置

インド政府は2014年7月、自国のWTO協定譲許表において無税としている一部のIT製品（HS8517.62.90及び8517.69.90の通信機器）について、行政通達により10%の関税引上げ措置を導入した。その後、2017年7月、インクカートリッジや携帯電話等（8517.1210及び8517.1290¹の携帯電話、8517.6100の基地局、8517.7090の電話機・通信機器の部分品）について、関税率を10%に引き上げた。さらに、同年12月、携帯電話の関税率を10%から15%に引き上げる通達を公布した。これらに加え、2018年2月、携帯電話の関税率を

¹ 2020年1月、インド国内における関税率表の修正に伴いHSコードに変更があり、HS8517.1211、8517.1219及び8517.1290の関税分類となっている。

15%から20%に更に関税を引き上げ、2020年2月、WTO協定に基づく二国間協議中にも関わらず一部の通信機器について10%から20%に引き上げた。

例えば、携帯電話や電話機・通信機器の部分品、基地局については、インドは自国の譲許表においてHSコード6桁レベルで無税としているにもかかわらず、実行関税率を引き上げていることから、明らかにGATT第2条に違反している。

我が国は、WTO市場アクセス委員会、ITA（Information Technology Agreement：情報技術協定）委員会、物品理事会、在インド日本国大使館等から繰り返し懸念を表明し、インド政府に対して詳細な説明と関税措置の早期撤回を要請しているが、インド政府は「ITA合意時には存在しなかった製品であり、ITAで約束した関税撤廃対象ではない」旨の回答を繰り返すのみで、状況の改善は見られなかった。

我が国は、2019年5月、インドに対しWTO協定に基づく協議を要請し措置の撤廃を求めたが、協議においては解決に至らなかったため、2020年3月パネルでの審理を要請し、同年7月にパネルが設置された。なお、本件については2020年6月にEU、同年7月に台湾もパネル設置を行った。今後はパネル手続の中で、本件措置の撤廃を求めていく。

● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。

さらに、WTO協定上のSG発動要件として上記の「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」に加えて、輸入増加は「事情の予見されなかった発展の結果」である必要があるが、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続においても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

2018年11月、パネル報告書が発出された。協議期間中に当該SG措置は失効したものの、パネル報告書では我が国の主張はほぼ認められ、インドのSG措置はWTO協定に不整合であり、効果が残存する限りにおいて当該措置を是正するようインドに勧告した。2018年12月、インドが上級委員会に上訴し、現在、上級委員会の審理を待っている状況であり、再開され次第上級委員会の審理に適切に対応していく。

(2) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

● 中国：産業補助金

中国政府は、特定性を有する補助金をWTOへ隔年で通報することが定められている補助金協定第25条の義務について、これまで十分に果たしてきていない（2011年以降、米国は、中国自身が通報していない中国の戦略重点産業関連等の補助金について通報（いわゆる逆通報）を行っている）。中国政府は、2016年7月には初めて、地方政府の補助金についても通報を行ったが、本来通報すべきと考えられる補助金が通報されないという問題は十分に改善していない。補助金の支出の透明性の低さは、歪曲性のある補助金交付を助長しやすく、鉄鋼・アルミ等の分野の過剰生産能力の問題につながっている疑いがある。更に、国有企業を通じた融資、ファンド等の多様なツールによる補助金は、①企業に対し、政府系金融支援を通じて政府の影響力が強化されること、②政府支援が呼び水となって民間資金が集中することで、特定産業に大量の資金が流れ込み、結果として過剰生産を招くこと、③高度な技術を持つ海外企業の買収資金となる可能性が懸念される。

また、中国政府による補助金が、鉄鋼・アルミ等の過剰生産能力をもたらしている問題については、他の加盟国の利益に悪影響をもたらすものとして、補助金協定第5条等に違反する補助金も存在する可能性がある。

2019年12月の経済産業省と中国商務部との次官級定例協議において、各産業における補助金政策の透明性向上を要請するなど、中国政府と問題解決のための議論を行い、WTOにおいては2016年10月、2017年4月、2019年11月、2020年10月、2021年4月の補助金委員会や、2018年の対中貿易政策審査会合（TPR）において、米国、EUとともに、補助金と過剰生産能力問題に関する議論を提起している。更に、2019年1月（アルミ・バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）、2019年12月（半導体バリューチェーンにおける国際市場歪曲性分析）及び2021年5月（市場の水準を下回る投融資をめぐる国際市場歪曲性分析）に公表されたOECD調査報告書においても、中国等においてアルミ、太陽光パネル、半導体等の産業に市場水準を下回る条件での低利融資や資本注入等の態様で多額の政府支援がなされており、競争条件の歪曲性との関係性も指摘されている。

特定国を対象にしたものではないが、2017年12月から開催されている日米欧の三極貿易大臣会合においても、国際的な産業補助金や国有企業に関するルール強化の議論を行ってきている。また、我が国を含むG7は、2017年5月、G7タオルミーナ首脳コミュニケにおいて、鉄鋼、アルミニウムその他主要な産業部門における世界的な過剰生産能力に対処し、こうした問題が他の分野で発生しないよう、協力を更に強化し、パートナーと共に取り組んでいくことにコミットした。更に、2018年6月のG7シャルルボワ首脳コミュニケにおいても、鉄鋼分野の過剰生産能力に関するグローバル・フォーラムの加盟国に対して、同フォーラムによる提言の実施が要請されるとともに、アルミニウム、ハイテク分野等の

過剰能力を避ける緊急の必要性が指摘された。2021年6月のG7カーブスベイ首脳コミュニケにおいても、過剰生産能力につながるものを含む有害な産業補助金や国有企業による市場歪曲的な行動等の不公正な慣行から保護するためのルールを強化するよう、世界貿易のルールブックを現代化するために協働するとした。G20においても、鉄鋼分野の過剰生産能力や産業補助金について議論が行われている。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国に対して、産業補助金の支出や国有企業の活動の透明性を高め、市場歪曲的な措置が講じられないよう促すとともに、中国の制度が補助金協定に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：サイバーセキュリティ法及び関連規則

中国政府は、2017年6月、「サイバーセキュリティ法」を施行した。本法では、重要情報インフラ運営者に対し、中国国内で収集した個人情報及び重要データの国内保存義務、並びに、当該データの海外移転時の安全評価義務が規定されている。これにより、外国事業者が中国事業者よりも実質的に不利な競争条件に置かれる場合には、GATS第17条の内国民待遇義務違反となる可能性がある。また、中国はRCEP協定において、情報の自由な越境流通の原則に合意しており（RCEP協定第12.14条及び第12.15条）、データ流通を制限する措置は、必要最低限の範囲で、過度に貿易制限的でないように措置されるべきである。

また、本法では、ネットワーク基幹製品やサイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性評価手続が定められるものと考えられるが、本法はTBT通報がなされておらず、WTO・TBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。なお、国家規格や業界規格の具体的な内容は法に規定がなく、どのような基準となるか不明であるが、当該規格が国際規格を基礎として用いていない場合は、TBT協定第2.4条に違反する可能性がある。更に、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.2条、第5.1.2条に違反する可能性がある。

本法に関しては、法案段階より、日本のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書が提出され、上記のような懸念を表明していたが、日本政府等からの意見内容の多くが反映されないまま、2017年6月に施行された。

その後、本法に関連する法律や規則が次々とパブリックコメントにかかっている。特に重要なのは、2020年7月に第一次草案、2021年4月に第二次草案に関してパブリックコメントが実施されたデータセキュリティ法である。データセキュリティ法は、中国によるデータセキュリティ管理システムを確立するため、中国国内における組織、個人によるデータ処理活動（収集・保管・使用・加工・転送・提供・公開等）を規制の対象としている。しかしながら、用語や各種評価・要件・対象範囲等が不明確な条文が多く、例えば、「国の安全審査」の対象となるとされる「国の安全に影響し又は影響し得るデータ処理活動」についても明確な定義が示されていない。日本からは外国事業者が不利に扱われるような恣意的な運用がなされないよう求めると同時に、データ流通を制限する措置が必要最低限の範囲で、過度に貿易制限的な措置とならないよう求めている。データセキュリティ法は、2021年6月の全国人民代表大会常務委員会において可決されたが、引き続き上記の懸念が

残っている。

また、個人情報保護の取り扱いに関しても統一的な取り扱いを定める個人情報保護法が公表され、2020年10月に第一次草案、2021年4月に第二次草案のパブリックコメントが実施された。個人情報保護法（草案）は、中国国内で組織・個人が個人情報を処理する活動に適用されるとされているが、データセキュリティ法と同様、用語の定義が不明確な条文があるため、それらの明確化を求めている。また、中国国内で収集し、生じた個人情報を中国国内に保存しなければならないと定められている。しかし、サーバーを海外に設置していたり、クラウドサービスを利用していたりする外国企業が、事実上不利な競争条件に置かれることが懸念されており、GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務への違反となる可能性があり、かつ、データを中国国内に保存する上でのセキュリティリスクも払拭されないことから、強制的な国内保存義務の削除を求めている。

加えて、2021年5月には自動車データセキュリティ管理の若干の規定についてパブリックコメントが開始された。本規定（草案）は、中国国内で自動車を設計・販売・運営維持・管理する過程において、個人情報又は重要データを収集・分析・保存等を行う場合に遵守が求められており、日本の自動車業界からも大きな関心が寄せられている。本規定（草案）においても、個人情報又は重要データは法に従って国内で保存しなければならないとされており、外国企業が事実上不利な競争条件におかれる可能性があることから、パブリックコメントにおいて GATS 第 17 条並びに RCEP 協定第 8.4 条及び第 10.3 条の内国民待遇義務に抵触する可能性を指摘するとともに、強制的な国内保存義務の削除要求を行っている。

我が国としては、引き続き、これらの法律及び関連規則策定動向を注視するとともに、WTO・サービス貿易理事会、TBT 委員会や、二国間協議等の機会を捉え、中国に対し是正を促していく。

パブリックコメントが行われたその他の関連規則

規則名称	パブコメ実施	施行
サイバーセキュリティ等級保護条例 (内容：サイバーセキュリティの保護能力に関する規則)	2018年6月	未施行
サイバーセキュリティ審査弁法 (内容：「重要インフラ運営者」への審査に関する規則)	2019年5月	2020年6月 施行
重要情報インフラ安全保護条例 (内容：重要なインフラ情報の取扱に関する規則)	2017年7月	未施行
データ安全管理弁法 (内容：中国国内でのインターネットを利用したデータの収集・保存・処理等に関する規則)	2019年5月	未施行
個人情報の海外提供の安全評価弁法 (内容：ネットワーク運営者が個人情報を海外に提供する場合の「安全評価」に関する規則)	2019年6月	未施行

● 中国：強制技術移転

中国は、WTO 加入議定書第 7 条 3 項において、国家又は地方政府当局による輸入承認手段又は輸入もしくは投資の権利の配分が、技術移転要求に条件付けられていないことを確

保すると約束しており、RCEP 協定第 10.6 条においても、技術移転要求やロイヤリティ規制を含む特定措置の履行要求の禁止を約束している。また、中国政府は、2020 年 1 月に施行された外商投資法において、行政機関及びその職員が行政手段を利用して技術譲渡を強制してはならないと定めているが、運用次第で強制技術移転が行われる可能性のある制度が引き続き存在している。例えば、2019 年 5 月に公表されたデータ安全管理弁法（草案）では、事業者に対して国務院へのデータの提供を義務付ける条項があり、技術情報の提供が要求される可能性がある。また、2020 年 10 月に施行された輸出管理法では、該非判断や最終需要者・用途の調査等の場面で、必要な範囲を超えて技術開示要求が行われうる点が懸念される。

我が国は、中国政府に対して各種法令のパブリックコメントへの意見提出を通して懸念を伝えているほか、二国間協議の場において、ソースコードや暗号を含む機微技術情報の開示要求の禁止、買収・合併・その他の投資取引に関連する技術移転要求の禁止、技術取得を目的とする対外投資の支援・指示の禁止を求めている。WTO では、2018 年の対中貿易政策審査会合（TPR）において、外国企業が許認可取得のために実質的に技術移転を求められる場合があるとして、強制技術移転に関する議論を提起している。

加えて、特定国を対象にしたものではないが、日米欧の三極貿易大臣会合において、強制技術移転に関する議論を行ってきており、2020 年 1 月の会合では、主要な規律のあり得る要素等に関し他の WTO 加盟国にアウトリーチを行う必要性、新たなルール作り等について議論した。また、我が国を含む G7 は、2017 年 5 月、G7 タオルミーナ首脳コミュニケにおいて、真に公平な競争条件を促進するため、強制技術移転を含むあらゆる貿易歪曲的な慣行の撤廃を推進することにコミットした。2018 年 6 月の G7 シャルルボワ首脳コミュニケにおいても、強制技術移転に対処し、既存の国際ルールの執行及び必要な場合は新たなルール構築のために協働するとした。更に、2021 年 6 月の G7 カービスベイ首脳コミュニケにおいては、強制技術移転を含む不公正な慣行から保護するためのルールを強化するよう、世界貿易のルールブックを現代化するために協働するとした。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国の制度が WTO 加入議定書等に整合的に運用されるよう、引き続き、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 中国：AD 措置の不適切な運用

中国政府は、1995 年以降、2020 年 12 月末までに 292 件の AD 調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は 53 件であり、うち 43 件について AD 措置が発動された。2020 年 12 月末時点、21 件の AD 課税が継続している。これは、国別に見た我が国に対する AD 調査開始件数・措置発動件数としては、最多となっている。

中国の AD 措置については、中国企業の経営の悪化が中国国内の過剰生産構造に起因すると考えられるにも関わらず、我が国からのダンピング輸出が原因で中国企業に損害が発生しているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD 協定に整合的でない点が見られる。

我が国は、不適切と思われる AD 調査については、中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD 委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきており、また、中国の AD 調査手

続について同様の懸念を有する米国及びEUと、WTO紛争解決手続において互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、必要に応じて協力を行っている。

我が国としては、引き続き、AD措置の不適切な運用については是正を働きかけていく。

● ベトナム：サイバーセキュリティ法・個人情報保護政令案

ベトナム政府は、2019年1月、「サイバーセキュリティ法」を施行した。本法では、同国内においてインターネットサービス等を提供し、ベトナムに所在するサービスユーザーによって創出されるデータ等の収集・利用等を行う国内外の企業は、政府の規定に従った期間中、これらのデータをベトナムに保存しなければならないと規定している。データの国内保存義務に関しては、一般的に、外国のサービス又はサービス提供者は、ベトナム国外で一元的にデータを集約し管理していると推察され、これらの義務により、データ保存、安全評価のために追加的な負担が発生するケースが想定されるところ、従前よりベトナム国内でデータを集約し管理しているベトナムのサービス又はサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性が高い。これらの義務により、ベトナムが自由化を約束している分野において、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS第17条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。また、支店又は代表事務所の設置義務に関しては、特定の形態を要求する措置であることから、GATS第16条の市場アクセス義務に違反する可能性がある。

さらにベトナム政府は、2021年2月、サイバーセキュリティ法に準拠した「個人情報保護政令案」を公表した。本政令案では、①移転に関する本人同意、②原データの国内保存、③移転先地域の個人情報保護水準に関する十分性証明書の交付、④個人情報保護委員会の書面による承諾、の4つの条件をすべて満たす場合に、ベトナム国民の個人情報を国外移転できると規定している。これらの義務により、ベトナムが自由化を約束している分野において、外国事業者がベトナム国内の事業者よりも事実上不利に扱われる場合には、GATS第17条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。

サイバーセキュリティ法及び個人情報保護政令案について、我が国は、パブリックコメントへの意見書を提出するとともに、対ベトナムTPRやサービス貿易理事会等の場で、これら法令に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、法令策定動向や施行運用を注視し、サービス貿易理事会や二国間協議等の機会を捉えて改善・明確化に向けた議論を進めていく。

● フィリピン：自動車に対するセーフガード措置

フィリピン政府は、2020年2月6日、自動車（乗用車及び小型商用車、一部高級車・特殊車両等を除く。）に対するセーフガード（SG）調査を開始し、2021年2月1日から200日間の暫定措置による課税（乗用車：1台あたり70,000ペソ、商用車：1台あたり110,000ペソ）を開始した。

フィリピン政府は、WTO協定上のSGとして通報を行っている（SG協定第6条に基づく暫定SG）が、その対象品目は全てWTO非譲許であり、GATT第19条第1項(a)上の「この協

定に基づいて負う義務（関税譲許を含む。）の効果により」との要件を充足せず同条違反となる、もしくは性質上 WTO 協定上の SG とは認められない（最恵国待遇義務（GATT 第 1 条）違反）可能性がある。また、各種特惠関税（ASEAN 域内、日フィリピン EPA、AJCEP 協定等）対象品が輸入増加の太宗を占める（主要輸出国：タイ、インドネシア、日本等）とすれば、SG 措置の発動要件である「予見されない発展」（GATT 第 19 条第 1 項(a)）も満たさない可能性があり、輸入の急増、国内産業の損害の存否、因果関係の認定根拠等の各種発動要件についても WTO 協定整合性に疑いがある。さらに、以上の理由により適法な WTO 協定上の SG と認められない場合、日フィリピン EPA 及び AJCEP 協定など各種 EPA における譲許違反や課徴金不賦課義務違反となる可能性がある。

セーフガード調査の開始後、我が国は 2021 年 3 月に SG 協定第 12 条第 3 項に基づく協議を実施したほか、政府意見書を提出し、WTO・SG 委員会でも懸念を表明するなど、様々なレベルでフィリピン政府に働きかけを行っている。

我が国としては、二国間協議や WTO の枠組みを活用し、フィリピン政府が正式に SG 措置を発動することのないよう強く求めていく。

● 米国：1962 年通商拡大法 232 条に基づく輸入制限措置

（鉄鋼・アルミニウム）

米国は 1962 年通商拡大法第 232 条 (Section 232 of the Trade Expansion Act of 1962、以下「232 条」) に基づき、日本からの輸入鉄鋼及びアルミニウムに対し、2018 年 3 月より、それぞれ 25%、10% の追加関税（従価税）を賦課している。米国は、韓国等いくつかの国に対し、追加関税を撤廃し（国別除外）、さらに、2019 年 5 月、カナダ及びメキシコとの間でも追加関税を賦課しない合意に至った。国別除外のほか、米国企業からの申請を受け、①安全保障に影響がない製品、及び②米国で代替生産ができない製品と認められた場合、関税措置からの除外（製品除外）も認めている。

2020 年 1 月には上記に加え、鉄鋼及びアルミニウムの派生製品（鉄鋼の釘、アルミのケーブルなど）に対し、同年 2 月よりそれぞれ 25%、10% の追加関税を賦課した。背景理由として、上記の鉄鋼及びアルミニウムに対する 232 条措置を発動しているにもかかわらず、川下製品に加工してからの輸入が増え、232 条措置で目的とした、米国内での設備稼働率 80% 以上が実現できていないことが挙げられた。

さらに、同年 5 月、変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心への 232 条調査も開始された。背景には、鉄鋼への 232 条措置により、変圧器向け方向性電磁鋼板（GOES）がカナダ、メキシコで加工され、薄板及び巻鉄心として米国に迂回輸入される例が増加していることが挙げられており、日本も GOES の生産国として言及されている。

譲許税率を超えた関税の引上げは、GATT 第 2 条（関税譲許）に違反する可能性が高い。また、仮に数量制限（クォータ）が設定された場合には、GATT 第 11 条（数量制限）に違反する可能性があり、SG 協定第 11 条（輸出自主規制等の禁止）にも違反する可能性もある。これに対し、米国は、232 条に基づく措置は安全保障のためにとられているとして、GATT 第 21 条（安全保障例外）を援用するが、本件措置が安全保障例外で正当化される措置と言えるのか疑義がある。

我が国は、同盟国である日本の鉄鋼やアルミの輸入は、米国の安全保障上の脅威となる

ことはないとして、累次にわたり懸念を伝えている。同時に、製品別除外プロセスの迅速化、簡素化を図るよう多様なレベルで働きかけを行っている。さらに、米国の鉄鋼・アルミへの 232 条措置のパネル審理にも第三国参加を行い、米国の両措置に対し、今後リバランス措置をとる権利を留保する旨の WTO 通報を行っている。

2019 年 9 月の日米共同声明において、鉄鋼及びアルミニウムの 232 条措置について「問題の早期解決に努める」ことを確認しており、今後とも米国政府に対して必要な働きかけを続けていく。

(自動車・自動車部品)

自動車・自動車部品については、2019 年 2 月、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出されたが、現在に至るまで公表はされていない。その後、5 月 17 日の大統領布告により、EU、日本等からの自動車等の輸入に関しても、安全保障上の脅威があるとし、かかる安全保障上の脅威に対処するための合意を得るため、180 日間の交渉を行うことを決定した。しかし、同年 11 月 13 日に当該判断期限が到来するも、措置決定はされていない。

2018 年 9 月の日米共同声明で、「協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない」ことを確認した。さらに、2019 年 9 月、日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定が合意に至ったことを踏まえ、「両協定の誠実な履行がなされている間は、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」旨を日米首脳共同声明で確認し、これは我が国の自動車・自動車部品に対しては、232 条に基づく追加関税は課されない趣旨であることを首脳間で確認した。

なお、2018 年 11 月、米国、カナダ及びメキシコが USMCA 協定へ署名し、同時に、通商拡大法第 232 条に基づき商務省が調査中の自動車等に関するサイドレターが、米墨及び米加の閣僚間で取り交わされた。サイドレターでは、仮に、米国が 232 条に基づき自動車等への輸入制限措置を発動した場合、墨及び加からの一定数量を下回る乗用車及び自動車部品とライトトラック全てには、232 条を適用しない旨の合意がなされた。しかし、輸入制限措置は未だ発動されておらず、サイドレターでの合意内容がどのように実施、運用されていくかは依然不透明である。

米国、メキシコ及びカナダには自動車メーカー等、数多くの日本企業が進出し、USMCA を活用した企業活動を行っている。我が国としては、WTO 協定が、輸出自主規制をとろうとすることも、これをとるよう求めることも禁止していること(セーフガード協定第 11 条)、また、関税割当等 WTO 協定上認められる場合を除き、数量制限を一般的に禁止している(GATT 第 11 条)ことに留意し、USMCA のサイドレターが、自由で公正な貿易を歪曲する管理貿易に繋がらないか、実際の運用も含め、関連動向を見極めつつ、今後もその動向を注視していく。

(スポンジチタン)

2019 年 3 月に調査が開始されたスポンジチタンについては、2019 年 11 月、商務省が、スポンジチタンの安全保障上の脅威を認定し、輸入調整の措置は取らないよう勧告しつつ、輸入調整とは別の措置の方が効果的である可能性が高い旨助言した。大統領は、2020 年 2 月、スポンジチタンの輸入による安保上の脅威があると同意し、輸入調整(追加関税等)ではなく、国防長官、商務長官に対し、作業部会(ワーキンググループ)を立ち上げるよ

う指示した。作業部会では、米国の緊急事態に国防・重要産業にスポンジチタンへのアクセスを確保するための措置に同意するため、輸入の約94%を占める日本に議論に参加させるよう指示している。

米国が輸入するスポンジチタンの大半が日本からの輸入品であるが、同盟国である日本の製品が、米国の安全保障上の脅威となることはない。むしろ日本から輸出されるスポンジチタンは、品質管理が行き届いた信頼性の高いものであり、米国国内の供給不足を日本からの輸出が充足し、まさに米国の安全保障を支える素材となっている。今後の協議で同意される措置もWTO協定整合的であるべきである。

(その他：変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心並びにバナジウム)

変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心の輸入に関し、2020年5月に232条調査が開始され、同年10月、商務長官から大統領への勧告を含む調査報告書が提出されたと報じられた(現時点まで公表されていない)。

本調査に関しては、2020年11月にトランプ政権(当時)が積み替えに関して協議を実施するとし、米墨間ではモニタリングシステムの導入に合意されたとの発表がされたが、その他の国との関係では何ら措置は発表されていない。

また、バナジウムの輸入に関しても、2020年6月に232条調査が開始され、2021年2月に調査報告の提出がなされたとされている(現時点まで公表されていない)。バナジウムについては、何ら措置の発表はされていない。

同盟国たる日本からの輸入が米国の安全保障の脅威となることはなく、我が国としては、措置の回避及び撤回のため、今後とも米国政府に対する働きかけを続けていく。

● 米国及び新興国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日AD措置

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年間で失効(サンセット)すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2021年5月末現在、日本製品に対して20件のAD措置を課しているが、最長の措置は40年以上継続しており、10件の措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済対話や累次のWTO・AD委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。こうした取組もあり、2018年8月、35年以上継続されていた鉄鋼製品に対する米国のAD措置がサンセット・レビューの結果、撤廃された。

また、前掲の韓国ステンレススチール棒鋼のほか、新興国においても、サンセット・レビュー手続において安易な認定による延長措置が見られる。

我が国としては、引き続き、米国及び新興国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

(3) WTO 勧告の早期履行等を求めていくもの

● ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

ブラジル政府は、自動車分野・情報通信機器分野において、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、各種税金・負担金の大幅な減免を認めていた。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条（内国民待遇義務）等に違反するため、我が国は、2015 年 7 月、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請した（同年 9 月パネル設置要請、パネル設置）。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めた。

2018 年 12 月公表の上級委報告書では、日本・EU の主張が概ね認められ、自動車政策及び情報通信分野の税制恩典措置につき、内国民待遇義務違反、上記措置の一部については、禁止されるローカルコンテンツ補助金に該当するとのパネル報告書の認定が支持された。輸出企業に対する税制恩典措置については、禁止される輸出補助金に該当するとのパネル判断が覆されたものの、ブラジルに対して、WTO 協定に従って違反とされた措置の是正、禁止されるローカルコンテンツ補助金の遅滞なき廃止が勧告された。

我が国は、今後、同勧告に従い、WTO 整合的でない税制措置が確実に是正・撤廃されるよう注視するとともに、撤廃後の新たな措置（自動車業界の ROTA2030 等）の協定整合性についても注視していく。

(4) 措置の詳細や運用が不明であるものの貿易・投資への影響が大きく、その運用について特に注視が必要なもの

● 中国：外商投資法

中国政府は、2019 年 3 月、従来の外資投資に関する主要な法制度である外資三法（中外合資経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法）を廃止し、外国企業の中国投資に関する基本法として「外商投資法」を制定し、2020 年 1 月より施行している。本法の検討は 2015 年から進められていたが、中国政府による米中貿易摩擦への対応という面もあり、2018 年 12 月に、強制技術移転の禁止に関する規定案等を含む改正案ドラフトが公開され、全人代における短期間の審議を経て成立に至った。

本法は、強制技術移転の禁止（22 条）、市場参入前からの内国民待遇の付与（4 条ほか）、政府調達において外資企業の中国産品を対等に扱うこと（16 条）、自由な海外送金（21 条）、外資企業の苦情解決メカニズムの構築（26 条）等、従来の外国企業の懸念に応じ、外国企業の権利・利益保護に資する新规定が含まれている。一方、外商投資の安全審査制度の確立（35 条等）や、他国の差別的措置への報復規定（40 条）などについては、投資環境の安定性を損なうおそれがあり、運用次第では WTO 協定整合性も懸念される。また、法文自体は総則的な規定ぶりであり、実施細則が整備されていないことから、同法に基づく措置

の実際の内容や影響は、細則の規定を含む今後の運用を注視する必要がある。

我が国は、中国に対して、二国間の働きかけで、外国企業の権利・利益の保護に資する規定について、適切に適用され、地方政府も含めて運用が徹底されるよう求めると同時に、懸念のある規定を WTO 協定整合的な内容にすることや、実施細則の整備による内容の明確化を求めている。

我が国としては、引き続き、本法の施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

● 中国：輸出管理法

中国政府は、従来、大量破壊兵器関連のみを規制対象とする安全保障輸出管理制度を置いていたところ、2020 年 10 月に通常兵器関連の多数の民生品・技術を規制対象に加えると同時に、報復措置、再輸出規制、みなし輸出規制等の新たな措置を多く含む輸出管理法が成立し、12 月 1 日に施行された。

本制度の詳細については、細則に委ねられているため、依然として不明確な点が多い。しかし、輸出管理法の法目的に「国家の利益」保護が明記されていること等にかんがみて、規制対象品目の範囲が過大に設定される可能性がある点、該非判断や最終需要者・用途の調査等の場面で、必要な範囲を超えて技術開示要求が行われうる点、他国の差別的な輸出規制に対する報復措置の規定が存在する点等において、安全保障目的との関連性が乏しい過剰な輸出規制であり、安全保障例外（GATT 第 21 条）の要件を満たさず、輸出入制限の禁止（GATT 第 11 条）に抵触する可能性がある。

なお、規制対象品目の範囲が過大に設定される懸念のある具体的な動きとして、2021 年 1 月にレアアース管理条例草案が公表され、レアアース製品の輸出について「輸出管理等の法規を遵守しなければならない」と規定されているため、レアアース製品の輸出に影響を及ぼさないか注視する必要がある。

我が国は、中国に対して、2018 年 3 月以降の WTO 物品理事会、同年の WTO における対中国 TPR、2019 年 12 月の経済産業省と中国商務省との次官級定期協議等の場で、本法案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、施行運用を注視し、二国間・多国間協議の場において、問題解決に向けた議論を進めていく。

● 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定める AD 協定第 2.4.2 条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005

年2月にパネル設置要請を行い、2007年1月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングのWTO協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012年2月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD協定第2.4.2条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。

韓国及び中国は、ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対するAD措置をWTO紛争解決手続に付託した（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機AD（DS464）及び米国 - 中国に対するAD手続の手法・適用（DS471））。我が国は、両案件に第三国参加し、ゼロイングの使用はAD協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機AD（DS464）のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対するAD手続の手法・適用（DS471）のパネル（本論点は上訴されず。）は我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。DS464については、米国によるDSB勧告の履行のための期間（2017年12月まで）が経過したことに伴い、2018年1月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019年2月の仲裁決定にて計8,481万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471についても、履行期間（2018年8月まで）の経過に伴い、中国が2018年9月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019年11月の仲裁決定にて計35億7913万ドルを上限とする対抗措置が認められた。

なお、米国 - カナダ産軟材AD（DS534）に対するパネル報告書（2019年4月公表）は、ターゲット・ダンピングが疑われる場面において、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現在の米国のゼロイング実務自体はAD協定第2.4.2条に違反するとの判断を示している（カナダが上訴したため採択されていない）。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

● インド：個人情報保護法案・国家電子商取引政策案

インド政府は、2019年12月、「個人情報保護法案」を公表した。本法案では、「センシティブな個人データ（金融データ、健康データ、生体データを含む）」について、国内保存義務（一定の条件下での国外処理は可能）を規定するとともに、本人同意に加えて、当局が承認する契約や相手国の保護基準の十分性認定等に基づく場合のみ越境移転が可能と規定している。また、中央政府が指定する「クリティカルな個人データ」については国内処理義務を規定している。さらに、2019年2月に商工省が公表した「国家電子商取引政策案」では、公共空間に設置されたIoT機器により収集されるデータ及び電子商取引プラットフォーム、ソーシャルメディア、検索エンジン等により在インドの利用者から生成されるデータに関し、越境流通を制限する法律的・技術的枠組みを構築することを明記している。

このような越境流通制限について、インド国外で各国拠点の従業員データを一元的に集

約・管理している外国事業者にとっては、これらデータのインド国内保存に係るセキュリティの懸念及び追加的なコストの負担が発生し、インド市場に進出する際やインドでビジネスを継続する際の懸念材料になると同時に、インド国内でデータを集約・管理しているインド国内のサービス提供者に比べて、事実上不利な競争条件に置かれる可能性が高く、GATS 第 17 条に規定する内国民待遇義務に違反する可能性がある。

個人情報保護法案及び国家電子商取引政策案について、我が国は、パブリックコメントへの意見書を提出するとともに、対インド TPR 等の場で、本案に対する懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行っている。

我が国としては、引き続き、本案策定動向を注視し、二国間・多国間協議の場において、改善・明確化に向けた議論を進めていく。

● インド：貿易救済措置の不適切な運用

インド政府は、1995年以降、2020年12月末までに、WTO加盟国最多の1,071件のAD調査を開始、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は44件であり、うち32件についてAD措置が発動された。2020年12月末時点、7件のAD課税が継続している。また、SG措置についても、2020年12月末までにWTO加盟国最多である46件のSG調査を開始しており、そのうち22件についてSG措置が発動された。また、日印CEPAに基づく初のSG調査も開始されている。

インドのAD措置及びSG措置については、国内需要の低下や国内競合企業による市場シェアの増加等が原因であるにも関わらず、我が国からのダンピング輸入又は輸入急増が原因でインド企業に損害が発生しているとの認定や、我が国産品はインド国内産品と競合関係はないにも関わらず、我が国からの輸入によりインド国内企業が損害を被っているとの認定がなされ、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD協定・SG協定等関連協定に整合的でない点が見られる。また、AD調査については、調査対象企業を含む利害関係者に対する通知が適切に行われず調査対応に支障が出るなど、手続に関する透明性の欠如も懸念される。

我が国は、不適切と思われるAD調査及びSG調査については、インド調査当局に対する政府意見書の提出やインド政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会やSG委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきている。

我が国としては、引き続き、貿易救済措置の不適切な運用について是正を働きかけていく。

(参考2) 2020年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の1年間の進捗状況

国名	貿易政策・措置	進捗状況
中国	アルミ補助金	2020年10月、2021年4月の補助金委員会において、米国、EUとともに、補助金と過剰供給問題に関する議論（補助金の透明性向上の必要性を含む）を提起した。
	サイバーセキュリティ法	2020年5月・10月及び2021年2月のTBT委員会及び、2020年7月・10月・12月及び2021年3月のサービス貿易理事会において、サイバーセキュリティ法に対する懸念を引き続き表明。
	AD措置の不適切な制度・運用	不適切と思われるAD調査について、政府意見書を提出して問題点を指摘。2020年10月、2021年4月に行われたWTOのAD委員会において、不適切なAD調査の問題点を指摘。
	外商投資法	2020年度に行った二国間協議の中で中国進出日本企業のビジネス環境改善について要請した。
	輸出管理法案	WTO物品理事会（2018年3月以降）等で懸念を表明し、国際的ルールや慣行に即した公平性・透明性のある制度の実現を求めて働きかけを行った。
米国	1962年通商拡大法232条に基づく措置	2020年5月に移動式クレーン、続いて、変圧器、電気変圧器、変圧レギュレーター及びこれらに使用される薄板及び巻鉄心、同年6月、バナジウムへの調査が開始された。12月、移動式クレーンについては、米商務省より調査を終了する旨の発表が行われた。我が国は、米国に対し措置の回避及び撤回のため働きかけを続けていく。
	サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日AD措置	2020年10月、2021年4月に行われたWTOのAD委員会において問題点を指摘。
	ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）	ターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、韓国（DS464）及び中国（DS471）が米国のAD措置を争い、我が国も米国の解釈を争って第三国参加。 各パネル及び上級委は、かかるターゲット・ダンピングの認定に際してのゼロイングの適用についても、協定非整合とし、我が国の主張に整合する解釈をとっている。 DS464については、米国の勧告履行期間（2017年12月まで）の経過に伴い、2018年1月、韓国が勧告不履行に対する対抗措置を申請、2019年2月の仲裁決定にて

		<p>計 8,481 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。DS471 についても、履行期間（2018 年 8 月まで）の経過に伴い、中国が 2018 年 9 月に勧告不履行に基づく対抗措置を申請、2019 年 11 月の仲裁決定にて計 35 億 7913 万ドルを上限とする対抗措置が認められた。</p> <p>なお、2019 年 4 月に公表された米国 - カナダ産軟材 AD（DS534）に対するパネル報告書は、一定の条件でゼロイングを許容する余地を肯定したが、現行の米国のゼロイング実務自体は AD 協定第 2.4.2 条に違反するとの判断が示された（カナダ上訴）。</p>
韓国	<p>自国造船業に対する支援措置</p>	<p>2018 年 11 月及び 2020 年 1 月に二国間協議を要請し、協議を進めている。</p> <p>また、2020 年 11 月及び 2021 年 5 月の OECD 造船部会においても、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請等した。</p>
	<p>ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）</p>	<p>2020 年 11 月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対する AD 課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD 協定第 11.3 条に違反すると判示した。2021 年 1 月、韓国は、WTO 上級委員会に上訴した。</p> <p>我が国としては、本件が WTO のルールに従って適切に解決されるよう、引き続き必要な手続を進めるとともに、日本企業への不当な課税が継続されないよう、韓国に対し、本報告書の勧告に従い、本件措置を誠実かつ速やかに是正することを求めていく。</p>
	<p>空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置</p>	<p>上級委員会報告書（2019 年 9 月公表）は、日本の主張を容れ、パネルによる上記判断回避は不当である旨確認したほか、日本産輸入品と韓国国内産品との価格の同等性の検討の欠如（AD 協定第 3.2 条）等、我が国の核となる主張を再度認め、韓国に対し措置の是正を勧告した。翌月、韓国は履行の意思を表明し、日本との間で、違反措置について、2020 年 5 月 30 日までに是正することで合意した。2020 年 5 月に、韓国は協定不整合を是正したため課税を継続できると称しつつ、本件 AD 措置の当初期間が満了する同年 8 月で課税を終了する旨発表した。同年 8 月、当該発表のとおり、本件 AD 措置は撤廃された。</p>
インド	<p>ICT 製品に対する関税措置</p>	<p>2019 年 5 月 WTO 協定に基づく二国間協議要請、2020 年 3 月パネル審理を要請。同年 7 月にパネルが設置され、</p>

		パネル審理が進行している。
	熱延コイルに対するセーフガード (SG) 措置	2019 年 12 月に上級委機能停止を受け、上級委審理手続が停止。
	シングルモード光ファイバーに対する SG 措置	2020 年 8 月 21 日、調査当局は 10%の追加関税開始を勧告する最終決定文書を公示した。しかし、インド政府は調査当局による追加関税賦課の勧告を受け入れず、SG 措置を発動しない旨決定した (同年 11 月 18 日国内向け公告、翌 2021 年 3 月 29 日 WTO 通報)。インドが、我が国の協定整合性に関する問題提起を考慮の上、措置を発動しない旨決定したことを評価する。
ブラジル	自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置	2019 年 12 月末に履行期限が到来し、2020 年 1 月の DSB 会合にてブラジルは完全な履行を宣言した。しかし、是正措置の一部が不十分である疑いもあり、引き続き完全な履行にむけ運用状況を注視していく。
ベトナム	輸入自動車認証制度	ベトナム政府は 2019 年 11 月末に、2018 年政令 116 号の改正案について TBT 通報し、2020 年政令 17 号として 2020 年 2 月 5 日に同改正が施行されている。同改正により、日本が懸念を表明していた外国当局が発行する型式認可証の取得義務が廃止されるなど改善が見られるところ、今後は改正後の運用が、必要以上に貿易制限的な措置とならないように引き続き注視していく。

以上